

委託研究標準契約書

中部電力株式会社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇に関する研究（以下「本研究」という。）の甲から乙への委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、本研究を乙に委託し、乙をして甲の求める成果を創出させることを目的とする。

（研究項目）

第2条 本研究の研究項目は、次の各号のとおりとし、具体的研究内容については、別紙の〇〇〇〇研究計画書（以下「計画書」という。）に定めるとおりとする。

- ①
- ②
- ③

（委託料）

第3条 本研究の委託料は、総額金〇, 〇〇〇円（消費税等別）とする。なお、この契約において消費税等とは、消費税および地方消費税相当額をいう。

- 2 本研究の実施に要する費用に著しい増減のおそれが生じた場合は、甲乙協議のうえ前項の委託料の取扱いを決定するものとする。

（委託料の支払い）

第4条 甲は、前条に定める委託料に消費税等を加算した金額を第7条に定める研究報告書の適否通知後、乙の請求に基づき、請求の日の属する月（〇〇日締切り）の翌月末日までに、別紙1に従い乙に支払うものとする。

（本研究の実施）

第5条 乙は、この契約および甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって本研究を実施するものとする。

（安全の確保）

第6条 乙は、本研究の実施にあたっては、労働安全衛生法その他の関係諸法令を遵守し、労働災害の防止のために最善を尽くさなければならない。

- 2 本研究の実施にあたり発生した労働災害については、すべて乙が自己の責任と負担において処理するものとする。

(研究報告書)

第7条 本研究の実施により得られた産業財産権等成果（以下「本成果」という。）の内容、範囲等については、本研究終了時に研究報告書に記載するものとする。

2 乙は、次の各研究報告書を〇〇部ずつ作成して、次に定める期日までに甲に提出するものとし、甲は、提出された研究報告書をすみやかに検査するものとする。

第1回研究報告書 〇〇年〇〇月〇〇日

第2回研究報告書 〇〇年〇〇月〇〇日

第3回研究報告書 〇〇年〇〇月〇〇日

3 甲は、前項の検査の結果、研究報告書の適否を乙に通知するものとする。不相当と判断した場合には、乙に対し研究報告書の修補その他の補正を求めることができるものとし、乙は、甲から補正を求められたときには、自己の責任と負担においてすみやかに補正するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(再委託の制限)

第9条 乙は、本研究を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、本研究の一部を第三者に委託する場合（当該第三者を以下「再委託先」という。）は、この契約における乙の義務と同一の義務を再委託先に課し、再委託先の成果を本成果として甲に帰属させるものとする。乙は再委託先の行為、結果について一切の責任を負うものとする。

3 乙は、前項の場合において、第17条に定める情報を再委託先に取り扱わせるときは、当該情報の取扱いに関し、次の各号に定める措置を講じるものとする。

① 乙は、再委託に係る業務（以下「再委託業務」という。）の実施に必要な範囲内で、第17条ないし第19条の内容と同一の措置を講じることを再委託先に義務付けるものとする。

② 乙は、再委託先から第17条に定める情報の漏えい等の発生に関し報告があった場合は、ただちに甲にそれを報告するものとする。

4 乙は、前項に加え、個人情報情報を再委託先に取り扱わせる場合において、甲が再委託先の個人情報情報の取扱いに関する再委託業務の実施状況について乙に報告を求めたときは、乙はすみやかに再委託先に報告を求めるとともに、必要に応じ検査（乙による立入検査を含む。）を実施し、甲に報告するものとする。

(成果の帰属)

第10条 本成果は、すべて甲に帰属する。

2 本成果の内容、範囲等については、本研究終了時に甲乙協議のうえ確認する。

- 3 乙が本研究以前から保有している、または本研究とは関係なく独自になした発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等に基づく知的財産権が含まれる場合、これらの知的財産権は原保有者たる乙に留保されることを確認する。

(出願手続への乙の協力)

第11条 本研究に基づいて発生した産業財産権を甲が出願するに当たって、乙は甲の手続きに必要な範囲で協力するものとする。

(著作権の帰属)

第12条 本研究の実施により得られた著作物(プログラムまたは研究報告書を含む。)の著作権は、すべて甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、前項の著作物に関して、自ら著作者となる場合には、著作者人格権を行使せず、また自己の従業員が著作者となる場合においても、当該従業員には、著作者人格権を行使させないものとする。

(ノウハウの帰属)

第13条 本研究の実施により得られたノウハウは、甲に帰属する。

(発表)

第14条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく、本成果を学会、雑誌、新聞等に発表してはならない。

- 2 乙が本成果を発表する場合は、あらかじめ甲の産業財産権等の出願手続に支障を与えないよう甲乙協議するものとする。

- 3 乙が本成果を発表する場合は、原則として甲の保有にかかる産業財産権等である旨を明確にして発表するものとする。

(成果の使用)

第15条 乙は、本成果を使用する場合は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(秘密保持)

第16条 乙は、次のもの(以下「秘密情報」という。)を秘密として扱い、甲の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示または漏洩せず、本研究以外の目的に使用しないものとする。

- ① 本研究に関して甲(甲の研究担当者および甲の研究協力者を含む。以下、本条および次条について同じ。)から提供または開示された、技術上または営業上の情報であって、提供または開示の際に甲より秘密である旨の表示がなされ、または口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨を明示され開示後〇〇日以内に書面で乙に対して通知されたもの
- ② 研究成果

- 2 前項第1号の情報のうち次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外される。
- ① 甲からの知得時に既に公知の情報または甲から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - ② 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - ③ 甲から当該情報を知得した時点で既に保有していたことを書面により立証できる情報であるもの
 - ④ 甲から知り得た情報によらないで独自に開発したことを書面により立証できる情報であるもの
- 3 第1項第2号の情報（研究成果）のうち次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外される。
- ① 研究成果が得られた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - ② 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - ③ 研究成果が得られた時点で既に保有していたことを書面により立証できる情報であるもの
 - ④ 甲から知り得た情報によらないで独自に開発したことを書面により立証できる情報であるもの
- 4 前3項の規定は、本契約中はもとより期間満了または解除による契約終了後においても、○年間有効に存続するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、または短縮することができる。

（秘密情報の適正管理等）

- 第17条 乙は、前条の秘密情報の保管管理については、次の各号に定める事項および別紙2の「情報取扱要領」を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって厳重にこれを行うものとする。
- ① 乙が秘密情報を取り扱わせることができるのは、本研究に携わる自己の役員および従業員（以下「従業者」という。）のうち必要最小限の者に限るものとし、それ以外の従業者に取り扱わせてはならない。ただし、乙が秘密情報を取り扱わせる従業者は、就業規則等により守秘義務が課された者に限る。
 - ② 乙は、秘密情報を複製する場合は、本研究の実施に必要な最小限の範囲にとどめるとともに、複製物についても本条に従い適切に取り扱わなければならない。
 - ③ 乙は、秘密情報の漏えい等が生じないよう従業者の教育、訓練を適切に行う等の対策を講じなければならない。
- 2 乙は、甲から提供または開示された秘密情報を、その他の情報、資料と隔離して管理するものとし、情報、資料の混同を防止しなければならない。
- 3 乙は、万一秘密情報の漏えい等が発生した場合は、甲にただちにその旨を報告し、甲の指示に従う。処理に当たっては、自己の責任と負担においてすべて処理するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

- 4 乙は、本研究が完了したときまたは甲から請求があったときは、秘密情報（複製物を含む。）をすみやかに甲に返還し、返還不能な秘密情報については、甲の承諾を得たうえで自己の責任と負担において破棄し、その旨の報告書を甲に提出するものとする。

（個人情報の適正管理等）

第18条 乙は、甲から提供され、または本研究の実施に際し取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、第17条の定めに加え、次の各号に定める事項および別紙3の「個人情報取扱要領」を遵守し、適切に管理しなければならない。

- ① 乙は、甲が本研究に係る個人情報の取扱いに関する実施状況について、報告または検査（甲の立入検査を含む。）の実施を求めた場合、異議なくこれに従うものとする。
- ② 乙は、個人情報の漏えい等が生じないように、責任者を設置するなど情報管理体制を整えるものとする。

（派遣社員による情報の取扱い）

第19条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく、派遣社員に情報を取り扱わせてはならない。

- 2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、派遣社員に情報を取り扱わせる場合は、当該派遣社員に守秘義務を課すとともに、第17条および第18条の内容を遵守させるものとする。

（行政機関への情報提供）

第20条 乙は、この契約に基づいて甲から開示された秘密情報を、行政機関の要請を受けて提供する必要がある場合は、あらかじめ甲に連絡し、その承諾を得るものとする。

- 2 乙は、秘密情報を緊急に行政機関に提供する必要がある、前項に定める甲の承諾を得ることができない場合は、秘密情報を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第2号ロに定める情報として、提供するものとする。
- 3 前項の場合、乙は、甲に対してただちに、秘密情報を行政機関に提供したことを報告するものとする。

（第三者との研究）

第21条 乙は、この契約の終了後〇ヶ月を経過するまでに次の各号に掲げる行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- ① 本研究と同一または類似の技術内容について第三者と共同研究または第三者へ委託研究を行う場合
- ② 本研究と同一または類似の技術内容について第三者から研究を受託する場合

(損害賠償)

第22条 乙は、本研究の実施に関し、自己の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任と負担において解決するものとし、甲に一切迷惑をかけないものとする。

2 本研究の実施に関し、自己の責に帰すべからざる事由により乙が甲または第三者に損害を与えた場合は、その処理について甲乙協議して決定するものとする。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、または乙において本研究を実施することが困難になったと甲が判断した場合、または次の各号のいずれかに該当する場合には、ただちにこの契約を解除することができる。この場合、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
- ② 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき

2 甲は、前項によりこの契約を解除した場合、それまでに乙が本研究の実施に関して支出した費用を乙に支払ったうえで、その成果を譲り受けることができる。

3 乙は、第1項による解除について、甲に一切異議求償等を申し立てないものとする。

(有効期間)

第24条 この契約の有効期間は、この契約の締結の日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、産業財産権の出願についての第11条の定めは、当該産業財産権の特許を受ける権利等の消滅する日まで有効とする。

3 第1項の定めにかかわらず、情報の管理についての第16条から第20条の定めは、本契約終了後〇年間有効とする。

(試作品の取扱い)

第25条 本研究の実施により製作した試作品の所有権は、本研究終了時において乙に帰属するものとし、乙は、自己の責任と負担においてこれを適正に廃棄するものとする。

(廃棄物の適正処理)

第26条 乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の関係諸法令を遵守し、本研究の実施により生じた廃棄物を、適正に処理するものとする。

2 乙は、前項の処理にあたり、処理計画を策定するとともに、処理の完了を甲に報告するものとする。

(協議)

第 27 条 この契約について疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項が生じた場合は、
甲乙誠意をもって協議する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

20 年 月 日

静岡県御前崎市佐倉5561

甲

中部電力株式会社

原子力安全技術研究所長 ○○ ○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

乙

○○○○株式会社

○○○○○○○○ ○○ ○○

委託料

第 4 条に定める委託料は，次のとおりとする。

		委託料 (消費税等別)
第 1 回	〇〇年〇〇月 ～〇〇年〇〇月分	〇, 〇〇〇円
第 2 回	〇〇年〇〇月 ～〇〇年〇〇月分	〇, 〇〇〇円
第 3 回	〇〇年〇〇月 ～〇〇年〇〇月分	〇, 〇〇〇円

第 17 条に規定する「情報取扱要領」は以下のとおり。

情報取扱要領（委託研究）

乙は、研究の実施に伴い甲より提供された情報（電磁的記録の場合は記録媒体。以下あわせて「情報」という。）、または研究の実施に際し取得した情報の取扱いに関して、下記事項を遵守することとする。

1 物理的安全管理措置の実施

- （1）情報を記載した書類等のキャビネット等への施錠保管または入室管理の徹底。
- （2）情報を含む記録媒体（U S B メモリー、C D 等）のキャビネット等への施錠保管または入室管理の徹底。

2 技術的安全管理措置の実施

- （1）コンピュータウイルスの被害を防ぐためのウイルス対策ソフトウェアのインストールおよび最新のパターンファイルの更新。
- （2）情報を含む記録媒体（U S B メモリー、C D 等）に対するパスワード設定。
- （3）ファイル交換ソフトをインストールしたパソコンでの業務実施の禁止。
- （4）私有パソコンにおける情報の保存禁止。

第 18 条に規定する「個人情報取扱要領」は以下のとおり。

個人情報取扱要領（委託研究）

乙は、研究の実施に伴い甲より提供された個人情報（電磁的記録の場合は記録媒体。以下あわせて「個人情報」という。）、または研究の実施に際し取得した個人情報の取扱いに関して、下記事項に従い実施することとする。

1 人的安全管理措置の実施

- （１）守秘義務を課された者以外の本契約業務への従事を禁止すること。
- （２）個人情報の非開示に違反した場合のルールを定めること。
- （３）個人情報の安全管理に関する従業者の役割および責任を定めたルールを定めること。
- （４）個人情報の安全管理に関する従業者の役割および責任についての教育・訓練を実施すること。

2 物理的安全管理措置の実施

- （１）第三者が容易に入れないスペースにて個人情報を取り扱う業務を実施すること。
- （２）第三者が容易に入れないスペースにて個人情報を取り扱う情報システムに関連する機器等を設置すること。（システム研究に限定）
- （３）個人情報を記した書類等および個人情報を取り扱う情報システムの操作マニュアル等の離席時における机上等への放置を禁止すること。
- （４）個人情報を取り扱うコンピュータを使用していない時は、キーロック、パスワードおよびタイムアウト機能等を設定すること。
- （５）個人情報を記した書類等は、キャビネット等へ施錠保管すること。
- （６）個人情報を含む記録媒体（ＵＳＢメモリー、ＣＤ等）は、キャビネット等へ施錠保管すること。

3 技術的安全管理措置の実施

- （１）個人情報へアクセス可能な作業担当者は必要最小限とすること。
- （２）担当する業務に応じた必要な個人情報にのみアクセス可能な仕組みとすること。
- （３）作業担当者に対する個人情報への適切なアクセス権を付与する管理者を選任すること。
- （４）コンピュータウイルスの被害を防ぐためのウイルス対策ソフトウェアの導入および最新のパターンファイルの更新を実施すること。
- （５）継続的なセキュリティ情報の入手および必要な措置を実施すること。
- （６）個人情報を含む記録媒体（ＵＳＢメモリー、ＣＤ等）に対するパスワードを設定すること。
- （７）ファイル交換ソフトをインストールしたパソコンで業務を実施しないこと。
- （８）私有パソコンに個人情報を保存しないこと。

4 組織的安全管理措置の実施

- (1) 個人情報の漏洩等の事故の発生または個人情報取扱要領に定める事項に違反する行為が判明した場合には甲にすみやかに報告するとともに、そのための状況調査体制および報告連絡体制を構築すること。
- (2) 個人情報を社外に持ち出す場合には、所定の職務権限者の許諾、個人情報を絶えず携行する、帰社時の確認等についてのルールを定めること。
- (3) 個人情報の複製・複写することは原則禁止とし、複製・複写する場合、あらかじめ複製・複写する理由を甲に申し出、甲の承諾を得ること。
- (4) 個人情報の原本および複製・複写したものは原則返還とし、返還不能な場合当社、返還不能理由を甲に申し出、甲の承諾を得た後、破棄処分とする。返還・破棄いずれの場合にも、「契約終了時における個人情報の返還・破棄に関する報告書」にて、返還・破棄の実施状況を甲に報告すること。

5 その他

契約期間が1年以上の場合には、「契約期間中における個人情報の取扱いに関する報告書」にて、個人情報の取扱い状況を甲に報告すること。